一般土木工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書

工事名：消防本部西消防署新築工事

(週休２日制での施工について)

第１条 本工事は、「週休２日制促進工事」(以下、本条において「週休２日促進工事」という。)であり、「茨城県土木部が発注する週休２日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第５条第１項（２）に規定する受注者希望型を準用する。

２ 週休２日制に取組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第３条に定める完全週休２日制又は４週８休制（月単位）のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

３ 前項により、要領第２条に規定する週休２日制での施工をすることとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。）は、週休２日制での施工にあたり、要領第６条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休２日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、４週８休制（月単位）の場合は、月単位で 28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。((2/7 未満または 2/7 を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第１８条、第２２条及び第２４条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

４ 受注者は、週休２日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施すること。

５ 受注者の都合により、要領第３条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休２日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の７日間の単位として取扱うこととする。４週８休制（月単位）の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

６ 受注者は、週休２日制で施工することについて、標示板（工事看板）及び工事説明看板において標示すること。

７ 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。

(1)工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

(2)下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

(3)月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（４週８休制（月単位）のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等）